

○毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例

昭和50年10月1日

条例第19号

改正 昭和52年6月23日条例第9号

昭和53年9月30日条例第17号

昭和58年3月22日条例第6号

昭和59年12月13日条例第16号

平成5年9月29日条例第24号

平成10年6月18日条例第25号

平成13年9月12日条例第21号

平成18年3月29日条例第19号

平成18年9月11日条例第41号

平成20年3月11日条例第5号

平成20年6月12日条例第22号

平成21年6月11日条例第20号

平成24年3月12日条例第6号

平成25年3月14日条例第7号

平成26年9月10日条例第11号

平成26年12月10日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、規則に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持してい

ない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの

(2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱の規定する「(A)」、「A」又は「B」の障害を有するもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(4) 65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの

(5) 75歳以上の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の毛呂山町長の認定を受けているもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法をいう。

3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

（対象者）

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 毛呂山町内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条

又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者

イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が本町内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本町内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本町内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の所在地が本町内にある者を除く。）

キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 毛呂山町から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

- (3) 町長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (4) 町長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- (5) 町長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
- (6) 町長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- (7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者が本町内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本町内にあつた者に限る。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本町内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護

者の所在地が本町内にある者に限る。)

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、毛呂山町が行う国民健康保険の被保険者である者

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本町内に住所を有していた者

(10) その他町長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 児童福祉法第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(4) 重度心身障害者となつた年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であつて、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の町長の認定を受けた場合は、この限りでない。

(医療費助成金)

第4条 町は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

(受給資格の登録)

第5条 医療費助成金の支給を受けようとする対象者は、規則で定める申請書を町長に提出して、受給に必要な事項の登録をしなければならない。

(受給者証の交付)

第6条 町長は、前条の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

2 町長は、前条の申請に対して、第3条に定める対象者と認定しないときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに、受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第8条 医療費助成金の支給は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。）の請求に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町は、受給者が、町長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金を代わって当該医療機関等に支払うことができる。ただし、同一月の診療分について、一医療機関等につき規則で定める額以上の一部負担金がある場合は、この限りでない。

3 前項の規定による支払いがあつたときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費助成金の支給があつたものとみなす。

4 町長は、第2項の規定により医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部、埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(届出の義務)

第9条 受給者は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があつたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、重度心身障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度心身障害者医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(支給金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるとき又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年条例第17号)

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、昭和58年2月1日から適用する。

附 則 (昭和59年条例第16号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第24号)

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び第7条の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則 (平成13年条例第21号)

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第19号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受給者証又は受給証明書の交付を受けている者は、改正後の第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、同条に規定する対象者とみなす。

附 則 (平成18年条例第41号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第5号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に第3条第1項第8号の規定により現に受給者証の交付を受けている者が、施行日に後期高齢者医療制度に加入したことにより、同条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成20年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第20号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際に現に改正前の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定により毛呂山町長に対する受給資格登録の申請は、改正後の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定に基づいて毛呂山町長に対してされた受給資格登録の申請とみなす。

附 則（平成24年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、改正後の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成25年条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号イ及びエの改正規定、同項第2号の改正規定（「又は共同生活介護」を削る部分に限る。）並びに同項第3号及び第5号の改正規定は、平成26年4月1日から

施行する。

附 則（平成26年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年12月31日において重度心身障害者（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者を除く。）であった者については、第3条第2項第4号の規定は適用しない。

附 則（平成26年条例第21号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則

昭和50年10月1日

規則第12号

改正 昭和58年3月22日規則第3号

昭和59年12月13日規則第14号

昭和62年10月1日規則第22号

平成6年10月1日規則第30号

平成9年9月1日規則第23号

平成10年3月25日規則第15号

平成10年6月18日規則第27号

平成11年3月2日規則第6号

平成13年9月12日規則第38号

平成18年3月29日規則第12号

平成18年10月1日規則第37号

平成19年3月30日規則第24号

平成20年3月11日規則第11号

平成21年6月11日規則第13号

平成25年3月14日規則第3号

平成26年9月10日規則第18号

平成26年12月10日規則第26号

平成28年3月31日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年毛呂山町条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第1条に規定する規則で定める社会保険各法は、次の各号に掲げる法律とする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

- (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
 - (5) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- （受給資格の登録）

第 3 条 条例第 5 条に規定する申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 町長は、前項の申請書が提出された場合には、条例第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当するかどうか次に掲げる書類により確認するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳、埼玉県療育手帳制度要綱（平成 14 年埼玉県告示第 1365 号）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳
 - (2) 前号の身体障害者手帳又は療育手帳を、特別の理由により所持していない場合は、当該理由及び障害の程度を証する書類
 - (3) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）及び前条に規定する社会保険各法の被保険者証、組合員証又は加入者証
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （受給者証）

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定する受給者証は、様式第 2 号のとおりとする。

2 町長は、条例第 6 条の規定による認定を行わないときは、様式第 7 号の重度心身障害者医療費受給資格登録申請却下決定通知書により通知するものとする。

3 受給者証を破損し、又は亡失した者は、様式第 3 号の重度心身障害者医療費受給者証再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けることができる。

4 受給者証は、昭和 62 年から起算して 5 年ごとに更新するものとする。

5 前項の規定による更新は、当該更新を実施する年の 10 月 1 日に行うこととし、更新を受けようとする者は、更新する日の前月に前条第 1 項に規定する申請書に受給者証を添えて町長に提出しなければならない。

6 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の更新日の前日又は受給資格消滅日のうちいずれか早い日までとする。ただし、身体障害者手帳に再認定年月、療育手帳に次回判定年月の記載がある場合又は精神障害者保

健福祉手帳の場合の有効期限は次のとおりとする。

- (1) 身体障害者手帳に再認定年月がある場合は、更新日の前日、再認定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日
- (2) 療育手帳に次回判定年月がある場合は、更新日の前日、次回判定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の場合は、更新日の前日、精神障害者保健福祉手帳の有効期限又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

7 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

- (1) 新規に身体障害者手帳（条例第2条第1項第1号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。）の交付を受けたときは、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付日の属する月の初日
- (2) 条例第3条の対象者（以下「対象者」という。）となつた後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に条例第5条の申請をしたときは、対象となつた日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条の申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日

（請求書）

第5条 条例第8条第1項に規定する請求は、様式第4号により、医療機関等の発行する領収書を付して行うものとする。ただし、条例第2条第1項第4号及び第5号に規定する者については、様式第4号の2により行うものとし医療機関等の発行する領収書の添付を要しない。

2 条例第8条第2項に規定する医療機関等は、様式第5号による請求書を町長に提出するものとする。

3 条例第8条第2項ただし書に規定する一医療機関等につき規則で定める額は、

21,000円とする。

4 条例第8条第4項の規定により事務を委託する場合は、第2項の規定は、適用しない。

(届出事項)

第6条 条例第9条に規定する登録事項変更の届出は、様式第6号によるものとする。

(受給者証の返還)

第7条 受給者がその資格を喪失したときは、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第8条 町長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなつたと認めるときは、様式第8号の重度心身障害者医療費受給資格消滅通知書により、当該受給者であつた者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、昭和58年2月1日から適用する。

附 則 (昭和59年規則第14号)

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (昭和62年規則第22号)

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年規則第30号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第3号の規定は、平成10

年1月1日から適用する。

附 則（平成10年規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2項第3号の規定は、平成10年1月1日から適用する。
- 2 改正前の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の様式の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成11年規則第6号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第38号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第37号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第24号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第11号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第13号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際に現に改正前の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の様式による申請及び届出は、この規則による改正後の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定の様式による申請及び届出とみなす。
- 3 この規則の施行の際に、改正前の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則の規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 25 年規則第 3 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 18 号）

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 26 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 12 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の毛呂山町重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則第 4 条第 7 項第 2 号及び第 3 号の規定は、この規則の施行の日以後に対象者となった者から適用し、同日前に対象者となった者については、なお従前の例による。